

浜松市営住宅家賃等滞納による法的措置対象者選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市営住宅家賃(以下「家賃」という。)等を長期にわたって滞納し、かつ、滞納家賃を積極的に解消しようとする意志の見受けられない入居者のうち、法的措置の対象者(以下「対象者」という。)とすべきものの選定について必要な事項を定める。

(法的措置の内容)

第2条 この基準で定める法的措置とは次のものをいう。

- (1) 即決和解
- (2) 民事調停
- (3) 支払督促
- (4) 滞納家賃支払請求訴訟
- (5) 住宅明渡し請求訴訟

(対象者の選定)

第3条 家賃の累積滞納月数が6か月以上の入居者のうち、次の各号のいずれかに該当する者を対象者として選定するものとする。

- (1) 真にやむを得ないと思われる事由がないにもかかわらず、家賃を納付しない者
- (2) 家賃の納付についての督促・戸別訪問等再三の催告にもかかわらず意思表示をしない、家賃等滞納承認書兼納付計画書を提出しない、または納付計画を履行しない等納付について何らの誠意を示さない者

(真にやむを得ないと思われる事由)

第4条 前条第1号に規定する「真にやむを得ないと思われる事由」とは、概ね次のような場合をさすものとする。

- (1) 入居者又は同居者が病気、怪我等で長期間の療養を要し、そのために多額の出費を余儀なくされたと認められる場合
- (2) 主たる生計維持者が死亡した場合
- (3) 不慮の災害により多大な損害を被った場合

2 前項の規定に該当する場合は、滞納理由書(第1様式)に必要書類を添付し提出しなければならない。

(対象者の決定)

第5条 対象者については住宅連絡会で意見を聴いたうえ、決定するものとする。

附 則

1 この基準は、平成10年10月1日から施行する。

2 浜松市営住宅家賃滞納による住宅明渡し等請求訴訟対象者選定基準(平成5年4月1

日)は廃止する。

附 則

この基準は、平成14年11月5日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

浜松市長

滞納理由書

滞納金額 金 円

滞納するに至った理由

年 月 日

住所
市営住宅 団地 棟 号
(転居先)

氏名